

合志市地域公共交通協議会設置要綱の一部を改正する告示について

改正後	改正前
<u>(目的)</u> <u>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、合志市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u> <u>(所掌事務)</u> <u>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。ただし、第2号に掲げる事項のうち、旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）については、第8条で定める運賃部会で協議する。</u> <u>(1) 活性化再生法の規定に基づき作成する計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項</u> <u>(2) 地域の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び運賃等に関する事項</u>	<u>(目的)</u> <u>第1条 合志市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる目的のために設置する。</u> <u>(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための「合志市地域公共交通網形成計画」（以下「交通網形成計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに交通網形成計画の実施に係る連絡調整を行う。</u> <u>(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。</u> <u>(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）第1編共通事項及び第2編地域公共交通確保維持事業第1章陸上交通第2節地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに確保維持改善計画の実施に係る連絡調整を行う。</u> <u>(所掌事務)</u> <u>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。</u> <u>(1) 交通網形成計画及び確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項</u> <u>(2) 交通網形成計画及び確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項</u> <u>(3) 交通網形成計画及び確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</u> <u>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項</u>

改正後	改正前
(3) (略) (組織) 第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(7) (略) (8) <u>法定計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者 (9) (略) 2・3 (略) (議事) <u>第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</u> <u>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</u> <u>3 議事の議決は、出席委員の3分の2以上で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</u> <u>4 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</u> (公開) <u>第6条 (略)</u> (作業部会) <u>第7条 会長は、協議会の運営に関し必要な事項を処理するため、作業部会を置くことができる。</u> <u>2 作業部会の構成員は、第3条の委員の中から会長が指名する者とする。</u> <u>3 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。</u> (運賃部会) <u>第8条 運賃等を協議するため、道路運送法第9条第4項に規定する協議会として運賃部会を置く。</u> <u>2 運賃部会は、次に掲げる事項を協議する。</u> (1) <u>運賃等に関する事項</u> (2) <u>その他運賃部会が必要と認める事項</u> <u>3 運賃部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。</u> (1) <u>市長又はその指名する者</u> (2) <u>当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者</u>	(5) <u>市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</u> (6) (略) (組織) 第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(7) (略) (8) <u>交通網形成計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者 (9) (略) 2・3 (略) (公開) <u>第5条 (略)</u>

改正後	改正前
<u>(3) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者</u> <u>(4) 市民及び公共交通利用者の代表者</u> <u>4 運賃部会に部会長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。</u> <u>5 部会長は、運賃部会を代表し、会務を総理する。ただし、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</u> <u>6 第5条の規定は、運賃部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「運賃部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。</u> <u>7 第2項から前項までに定めるもののほか、運賃部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。</u> (事務所及び事務局) <u>第9条</u> (略) (経費) <u>第10条</u> (略) (監査) <u>第11条</u> (略) (財務に関する事項) <u>第12条</u> (略) (協議会が解散した場合の措置) <u>第13条</u> (略) (その他) <u>第14条</u> (略)	(事務所及び事務局) <u>第6条</u> (略) (経費) <u>第7条</u> (略) (監査) <u>第8条</u> (略) (財務に関する事項) <u>第9条</u> (略) (協議会が解散した場合の措置) <u>第10条</u> (略) (その他) <u>第11条</u> (略)